

1. 例外給付の対象（平成18年4月からの規定であり、平成27年4月以降も継続）

要支援1・要支援2及び要介護1の者は、その状態像から見て以下の福祉用具の使用が想定しにくいため、原則として介護報酬は算定できないが表1に該当する者について例外的に給付を認める。

表1（第94号告示第31号のイ 別表）平成27年4月～

貸与種目	状態像	認定調査の結果
ア. 車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者 （1）日常的に歩行が困難な者	1-7 「3.できない」
	（2）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ. 特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者 （1）日常的に起きあがり困難な者	1-4 「3.できない」
	（2）日常的に寝返りが困難な者	1-3 「3.できない」
ウ. 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3 「3.できない」
エ. 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 （1）意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 （2）移動において全介助を必要としない者	3-1 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 3-2～3-7のいずれかが「2.できない」 又は 3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 2-2 「4.全介助」以外
オ. 移動用リフト （つり具部分は除く）	次のいずれかに該当する者 （1）日常的に立ち上がりが困難な者	1-8 「3.できない」
	（2）移乗が一部介助または全介助を必要とする者	2-1 「3.一部介助」または「4.全介助」
	（3）生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ. 自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に吸引するものを除く）	次のいずれにも該当する者 （1）排便が全介助を必要とする者	2-6 「4.全介助」
	（2）移乗が全介助を必要とする者	2-1 「4.全介助」

※ アの（2）及びオの（3）については、該当する認定調査結果がないため、主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断する。

サービス担当者会議等で貸与が必要と判断した場合、「福祉用具貸与が必要な理由書」を南丹市へ提出。（要否の判断はケアマネジャー等が判断しますが、例外者の把握のため当該理由書を作成し提出をお願いします）

2. 平成19年4月に追加された例外規定

以下の手続きにより保険給付対象として認められた方については、表1のアからオの福祉用具種目の貸与が可能となります。

表2

<p>手 続 き</p>	<p>① 下記の (i) から (iii) いずれかの状態像に該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、</p> <p>② かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合</p> <p>③ ①②について、南丹市が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。</p> <p>南丹市における医学的な所見の確認方法は、原則として下記のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の主治医意見書（写） ・医師の診断書（写） ・担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見 （例）居宅介護支援計画連絡票（FAX照会）（写）
<p>状 態 像</p>	<p>(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）</p> <p>(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に表1の状態像に該当するに至ることが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）</p> <p>(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）</p> <p>注 括弧内の状態はあくまでも (i) から (iii) の状態の者に該当する可能性があるものを例示したにすぎず、括弧内の状態以外のものであっても、(i) から (iii) の状態であると判断される場合もありうる。</p>